

第4期小樽市障害福祉計画

平成27年3月

小 樽 市

目 次

I 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の基本理念 2
- 4 計画期間 2
- 5 計画の策定体制に当たって 3

II 障がい者及びサービス提供基盤の状況

- 1 障害者手帳交付者数の推移 4
- 2 主なサービス提供基盤の整備状況 6

III 平成29年度における数値目標の設定

- 1 施設入所者の地域生活への移行 11
- 2 地域生活支援拠点等の整備 11
- 3 福祉施設から一般就労への移行 12

IV 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量 13

V 地域生活支援事業の実施

- 1 実施する事業の内容 17
- 2 サービス量の見込み 20

VI サービス見込量確保のための方策

- 1 障害福祉サービス、計画相談支援等の見込量の確保 23
- 2 地域生活支援事業の見込量の確保 24

VII その他

- 1 権利擁護の推進 25
- 2 障がい児支援の推進 25

Ⅷ 計画の推進等

- 1 連携・協力の確保 27
- 2 計画の点検・評価 27
- 3 情報提供 27
- 4 実態の把握 27

I. 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

近年、国においては、障害者施策が大きく変化し、平成15年4月には、障がい児・者（以下、障がい者等という。）の自己決定を尊重するため、行政が障がい者等に必要なサービスの内容等を決定する「措置制度」から、障がい者等が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる「支援費制度」へ転換しました。

平成18年4月には、「障害者自立支援法」の施行により、身体及び知的障がいに加え、精神障がい者も含めた一元的な制度を確立するとともに、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。

その後、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。

障害者総合支援法においては、難病の方も障害福祉サービスの対象となり、また、障害程度区分から障害支援区分への見直し、ケアホームのグループホームへの一元化などが図られています。

また、障害者総合支援法では、都道府県及び市町村は、障害福祉サービス、相談支援等の提供量を確保するために数値目標や見込量を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられています。

障害福祉計画は、障がい者等やサービス提供事業者等の現状をとらえ、障害者総合支援法や児童福祉法などに定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制を確保するための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ることにより、障害者福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第87条で定める国の基本方針に即して、同法第88条第1項に「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」と規定されている計画です。平成18年度に策定した「小樽市障害者計画」と調和を図りながら、障がい者等が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の必要量とその確保に関する3年間の実施計画と位置づけるものです。

3 計画の基本理念

本計画は、「小樽市障害者計画」の基本理念を踏まえるとともに、次に掲げる基本理念に沿って施策を推進します。

(1) 自己決定と自己選択の尊重

障がい者等の自己決定を尊重し、必要となる障害福祉サービス等により、自立と社会参加を図るよう支援します。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体、知的、精神、難病患者等及び障がい児に対し、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携により、障害種別によらない障害福祉サービスの提供、充実に努めます。

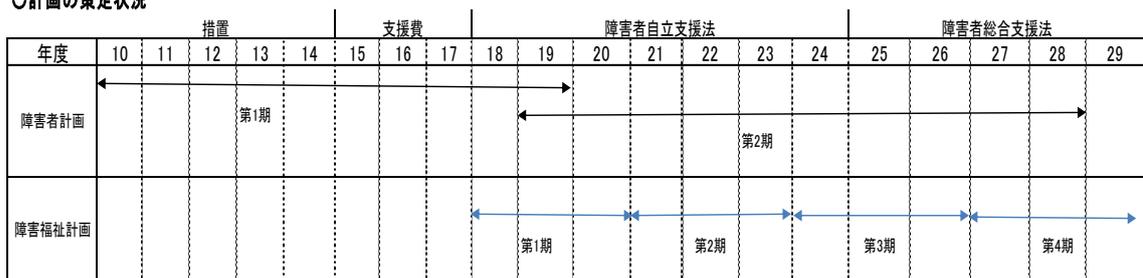
(3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の地域生活移行や就労支援など、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

4 計画期間

本計画は、第3期障害福祉計画の必要な見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とするものです。

○計画の策定状況



第1期計画期間	第2期計画期間	第3期計画期間	第4期計画期間
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として第4期障害福祉計画を作成
・新体系への移行	・新体系への移行	・新体系への移行完了 ・相談支援体制の充実(協議会の法定化) (サービス等利用計画の作成) ・児童福祉法の一部改正	・権利擁護の推進(差別解消法の施行) ・地域生活の支援(地域生活支援拠点の整備)

5 計画の策定に当たって

(1) ニーズ等の把握

本計画の障害福祉サービス等の必要量を見込むに当たっては、第3期障害福祉計画における計画期間内の利用実態の分析をするとともに、障害福祉サービス事業所の開設状況や、福祉関係機関関係者の意見、当事者の方々の意見などを踏まえ、ニーズの把握に努めました。

(2) 北海道との連携

本計画の策定に当たっては、北海道の示す第4期障害福祉計画に基づく北海道の目指す方向を基本としつつ、本市の実情等を踏まえ作成しました。

(3) 「小樽市障がい児・者支援協議会」の開催

計画策定の中核機関である「小樽市障がい児・者支援協議会」を開催し、委員の方々から計画策定に係る意見を伺いました。

〈小樽市障がい児・者支援協議会〉

障害者総合支援法第89の3の規定に基づき、設置している。

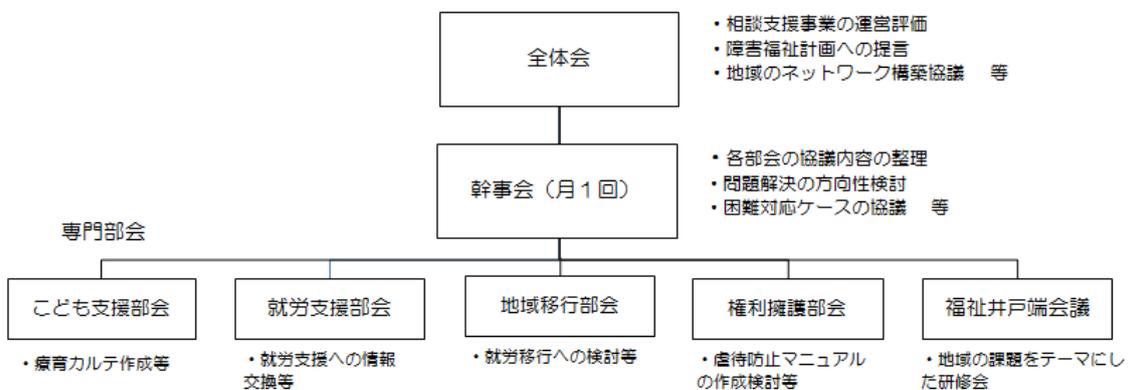
福祉団体、障害者関係団体、親の会等の代表者で構成する。小樽市障害福祉計画に関することは、この協議会で所掌する。

(4) 説明会等の開催

「小樽市障がい児・者支援協議会」において開催した「福祉井戸端会議」や、協議会の地域移行部会、子ども支援部会等において、福祉や介護等関係機関、当事者や家族の方々等から幅広い意見を伺いました。

また、当事者の方々との懇談会等において、様々な意見や要望なども伺いました。

小樽市障がい児・者支援協議会運営体制



Ⅱ. 障がい者及びサービス提供基盤の状況

1 障害者手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

	身体障がい者 (身体障害者手帳)	知的障がい者 (療育手帳)	精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳)	計
平成21年度	7,599	1,041	422	9,062
平成22年度	7,557	1,046	484	9,087
平成23年度	7,527	1,107	507	9,141
平成24年度	7,439	1,142	514	9,095
平成25年度	7,429	1,191	541	9,161

(1) 身体障がい者(児)の状況

① 身体障害者手帳交付者数の推移

ア 障害程度等級別

(単位：人 各年度末)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成21年度	2,374	1,398	1,323	1,649	506	349	7,599
平成22年度	2,365	1,366	1,302	1,671	491	362	7,557
平成23年度	2,394	1,309	1,296	1,699	471	358	7,527
平成24年度	2,371	1,244	1,279	1,731	458	356	7,439
平成25年度	2,361	1,183	1,267	1,832	438	348	7,429

イ 障害種類別

(単位：人 各年度末)

	肢体不自由	聴覚障害	内部障害	視覚障害	言語障害	計
平成21年度	4,442	597	2,051	449	60	7,599
平成22年度	4,425	598	2,032	443	59	7,557
平成23年度	4,341	602	2,079	444	61	7,527
平成24年度	4,248	608	2,096	433	62	7,439
平成25年度	4,185	609	2,166	425	44	7,429

(2) 知的障がい者（児）の状況

① 療育手帳交付者数の推移

(単位：人 各年度末)

	療育手帳A			療育手帳B			合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
平成21年度	67	390	457	122	462	584	1,041
平成22年度	58	385	443	136	467	603	1,046
平成23年度	55	407	462	140	505	645	1,107
平成24年度	51	414	465	142	535	677	1,142
平成25年度	52	433	485	159	547	706	1,191

A判定：重度・最重度 B判定：軽度・中度

(3) 精神障がい者（児）の状況

① 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

ア 障害等級別

(単位：人 各年度末)

	1級	2級	3級	計
平成21年度	55	284	83	422
平成22年度	61	306	115	484
平成23年度	63	333	111	507
平成24年度	64	332	118	514
平成25年度	58	342	141	541

イ 小樽市保健所で把握している精神障がい者数の推移

(単位：人 各年度末)

	脳器質性精神障がい	精神作用物質障がい	統合失調症	気分(感情)障がい	神経症性障がい	生理・身体行動症候群	成人人格行動障がい	知的障がい	心理的発達障がい	小児青年等精神障がい	てんかん	その他	合計
平成21年度	168	186	850	1072	159	11	32	38	44	23	175	0	2758
平成22年度	200	179	816	1109	176	6	23	30	46	19	167	0	2771
平成23年度	162	179	834	1171	225	12	38	35	73	33	194	0	2956
平成24年度	157	187	866	1053	203	7	19	31	58	14	164	0	2759
平成25年度	152	173	839	985	195	10	28	31	82	17	178	0	2690

2 主なサービス提供基盤の整備状況

障害福祉サービスは、障がい者等の在宅生活、施設生活を支援するために提供されるサービスで、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に分かれます。

(1) 訪問系サービス

主に在宅で受けるサービスです。

居宅介護、重度訪問介護のサービスを提供する事業所は、介護保険制度のサービス提供事業所の新規参入などもあり、増加しています。

サービス名	事業内容	事業所数	
		H24.1	H27.3
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行う。	13	16
重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護を要する者に、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援する。	11	15
行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものに、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護など必要な援護を行う。	1	1
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有するものに、移動時及び外出先において視覚的情報の支援や必要な移動の援護等を行う。	6	7
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい障がいがある者のうち、寝たきり状態にある者、知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者に、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練などを包括的に支援する。	0	0

(2) 日中活動系サービス

障がい者が事業所へ通所をして受けるサービスです。

平成24年3月末で、すべての障害福祉サービスが新体系へのサービスに移行しました。その後、民間事業者(株式会社、NPO法人等)の新規開設などもあり、特に、生活介護、就労継続支援事業所数は増加しています。

サービス名	事業内容	事業所数	
		H24.1	H27.3
生活介護	常時介護等が必要なものに、障害者支援施設等において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能、生活能力向上のために必要な援助を行う。	8	16
自立訓練(機能)	身体障がい者に、障害福祉サービス提供事業所等にて理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談その他必要な支援を行う。	0	0
自立訓練(生活)	知的又は精神障がい者に、障害福祉サービス事業所等にて入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むのに必要な訓練その他必要な支援を行う。	3	1
就労移行支援	就労を希望し雇用されることが可能と見込まれる障がい者に、一定期間、生産活動、職場体験などの活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	4	5
就労継続支援 A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	1	2
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、通常の事業所に雇用されることが困難な者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	11	17

短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	8	8
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などを要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間に、病院において支援を行う。	0	2

(3) 居住系サービス

入所施設等で夜間に住まいの場として受けるサービスです。

平成26年4月に、ケアホームがグループホームへ一元化されています。

サービス名	事業内容	事業所数	
		H24.1	H27.3
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間に、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を行う。	3	5
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活に関する相談その他の必要な日常生活上の支援を行う。	84 (グループホームとケアホームのそれぞれの箇所数)	67 (グループホームとケアホームの一元化)

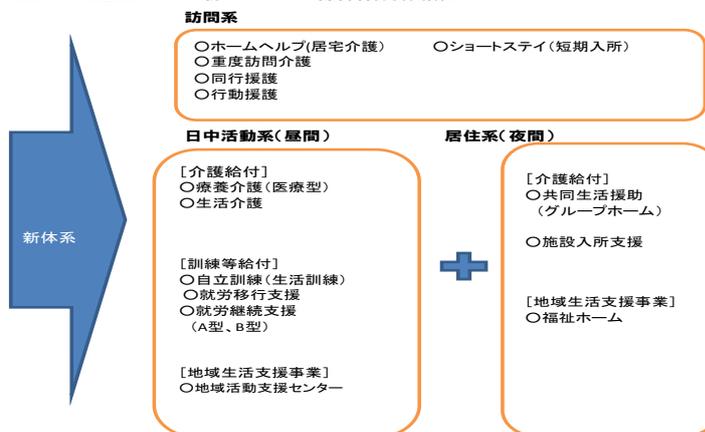
小樽市の障害福祉サービスの体系

<旧サービス> ~措置、支援費制度~

- ホームヘルプ(身、知、児、精)
- デイサービス(身、知、児、精)
- ショートステイ(身、知、児、精)
- グループホーム(知、精)
- 重症心身障害児施設(児)
- 療養施設(身)
- 更生施設(知)
- 授産施設(身、知、精)
- 福祉ホーム(身、知)
- 生活訓練施設(精)
- 小規模作業所(精)

→ 障害者自立支援法 →

<新サービス> ~障害者総合支援法~



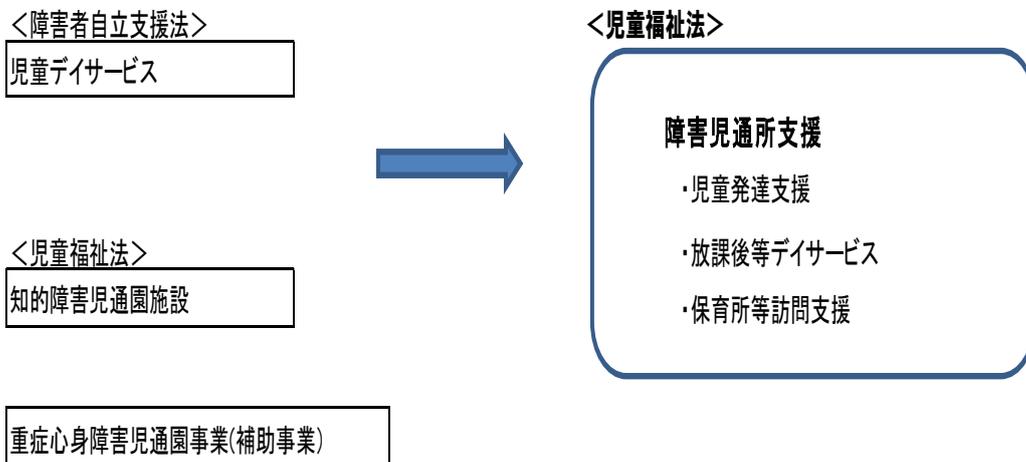
(4) 障害児通所支援

平成24年4月に、児童福祉法が改正され、児童デイサービス事業が「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」に変更されるとともに、新たなサービスが加わりました。

サービス名	事業内容	事業所数	
		H24.1	H27.3
児童デイサービス	障がい児につき、知的障害児施設等に通わせ日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。	3	0
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。	—	6
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	—	6
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	—	2

小樽市の障害福祉サービスの体系(児童)

～平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化～



(5) 地区別の日中活動、居住の場の状況 (平成27年3月現在)

障がい児の日中活動の場

(事業所数)

	児童発達支援	放課後等デイサービス
塩谷地区		
長橋・オタモイ地区		1
高島地区		
手宮地区		
中央地区	1	1
山手地区	2	2
南小樽地区		
朝里地区	1	
銭函地区	2	2

障がい者の日中活動の場

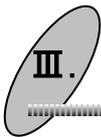
(事業所数)

	生活介護	療養介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター
塩谷地区			1			1	
長橋・オタモイ地区		1		1		3	1
高島地区	1			1		3	
手宮地区							
中央地区	1					2	1
山手地区	1					2	
南小樽地区	1			1	1	1	
朝里地区	7			1		3	1
銭函地区	5	1		1	1	2	

障がい者の居住の場

(事業所数)

	施設入所支援	グループホーム	福祉ホーム
塩谷地区			
長橋・オタモイ地区		21	
高島地区		14	
手宮地区			
中央地区			
山手地区			
南小樽地区	1		1
朝里地区	3	12	1
銭函地区	1	20	



Ⅲ. 平成29年度における数値目標の設定

数値目標の設定については、国の基本的指針及び北海道の基本的方針に基づく北海道の目指す方向性を踏まえ、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点に、本市が援護の実施機関となり、市内や道内各地の福祉施設に入所している障がい者は296人です。

国の目指す方向性は、施設入所者の12%以上が地域移行をすることを目標としています。

また、平成29年度末までに、施設入所者の4%以上の減少を目指します。

[地域生活への移行目標]

項目	数値	備考
施設入所者数	296人	平成26年3月31日の施設入所者数
目標値：地域生活移行者数	36人	上記施設入所者の12%で設定
目標値：施設入所者の減少見込数	12人	上記施設入所者の4%で設定

2 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点」は、障がい者等の地域での暮らしの安心感を担保し、障がい者の高齢化や重度化、親元からの自立を希望するものに対する支援等を進めるために、専門性を有するコーディネーターが様々な機能を組み合わせ、地域生活を支援するところです。

求められる機能としては、次の点が挙げられます。

- ・地域生活への移行、親元からの自立や一人暮らし等に係る相談
- ・グループホームへの入居等の体験の機会の場の提供
- ・短期入所等による緊急時受け入れ態勢の確保 など

国の指針においては、「平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」とあることから、今後、北海道との連携を図りながら、小樽市障がい児・者支援協議会での協議等を踏まえ、整備の在り方を検討します。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点の整備	1	市町村又は北海道障害保健福祉圏域（後志）に1か所整備

3 福祉施設から一般就労への移行

本市において、平成24年度中に、就労移行支援事業等を利用して一般就労した障がい者の人数は14人です。

また、25年度には15人が一般就労しています。

国の目指す方向として、福祉施設から一般就労へ移行する人数を平成24年度の2倍以上とすることを基本としています。

本市では、就労移行支援事業所や、ハローワーク、小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター等と連携し、一般就労へ移行を支援します。

また、就労移行支援事業の利用者を、平成29年度までに、平成25年度利用者の6割以上増やすことを目指します。

[福祉施設から一般就労への移行目標]

項目	数値	備考
平成24年度の年間一般就労者数	14人	福祉施設を退所し一般就労した者の数
目標値：平成29年度の年間一般就労者数	20人	実状を勘案し、年間20人の移行を目標とする。

[就労移行支援事業の移行者数]

項目	数値	備考
就労移行支援利用者数	38人	平成26年3月31日の利用者数
目標値：平成29年度の利用者数	60人	上記利用者の6割増を目標とする。

IV. 障害福祉サービス、計画相談支援等の種類ごとの見込量

第3期計画の各年度の実績及び平成29年度までの見込量は、次のとおりです。

1 訪問系サービス

地域で安心した生活をするために、訪問系サービスは重要な役割を担っています。利用者数、利用時間ともに増加していることから、第4期計画期間も増加すると見込みます。

単位：時間／月

サービス体系		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅介護	第3期計画	2,349	2,478	2,731	-	-	-
	第3期実績	2,021	2,186	2,378	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	2,690	2,835	2,980
	(実利用者)	(68)	(67)	(72)	(77)	(82)	(87)
重度訪問介護	第3期計画	776	964	1,060	-	-	-
	第3期実績	394	753	750	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	840	890	940
	(実利用者)	(2)	(4)	(4)	(4)	(5)	(6)
行動援護	第3期計画	74	76	78	-	-	-
	第3期実績	93	115	81	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	90	95	100
	(実利用者)	(9)	(7)	(7)	(10)	(11)	(12)
同行援護	第3期計画	409	449	493	-	-	-
	第3期実績	414	461	463	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	520	550	580
	(実利用者)	(27)	(27)	(28)	(30)	(31)	(32)
重度障害者等包括支援	第3期計画	176	176	176	-	-	-
	第3期実績	0	0	0	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	0	0	0
	(実利用者)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

2 日中活動系サービス

障がい者の日中活動の場として、障がい者の目的に応じたサービスが提供されています。

「生活介護」と「就労継続支援」事業は、事業所数も増えており、第4期計画期間も、利用者数、利用日数の増加を見込みます。

単位：人日／月

サービス体系		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
生活介護	第3期計画	12,304	13,222	14,542	-	-	-
	第3期実績	9,442	10,023	10,602	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	11,615	11,915	12,215
	(実利用者)	(424)	(527)	(550)	(560)	(570)	(580)
自立訓練 (機能訓練)	第3期計画	132	154	176	-	-	-
	第3期実績	0	0	0	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	46	69	115
	(実利用者)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(5)
自立訓練 (生活訓練)	第3期計画	154	220	396	-	-	-
	第3期実績	286	244	185	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	291	406	521
	(実利用者)	(17)	(14)	(10)	(14)	(19)	(24)
宿泊型自立訓練	第3期計画	264	352	616	-	-	-
	第3期実績	366	335	314	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	465	620	775
	(実利用者)	(14)	(12)	(11)	(15)	(20)	(25)
就労移行支援	第3期計画	846	1,012	1,166	-	-	-
	第3期実績	651	682	796	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	1,081	1,196	1,311
	(実利用者)	(36)	(38)	(41)	(47)	(52)	(57)
就労継続支援 A型	第3期計画	176	198	220	-	-	-
	第3期実績	224	486	525	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	805	920	1,035
	(実利用者)	(11)	(26)	(31)	(35)	(40)	(45)
就労継続支援 B型	第3期計画	3,850	4,180	4,510	-	-	-
	第3期実績	4,197	4,102	4,664	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	6,264	6,494	6,724
	(実利用者)	(239)	(225)	(250)	(272)	(282)	(292)
短期入所	第3期計画	138	150	168	-	-	-
	第3期実績	131	193	180	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	266	316	366
	(実利用者)	(17)	(20)	(21)	(26)	(31)	(36)

療養介護 人分	第3期計画	23	23	23	-	-	-
	第3期実績	36	36	36	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	36	36	36

3 居住系サービス

グループホーム利用者は、親元から離れグループホームへ移行する人や、施設から地域へ移行する人が増えると見込みます。

施設入所者は、高齢化や重度化などにより、地域移行を促進することに難しい課題もあり、若干減少するものの、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

単位：人分/月

サービス 体系		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
共同生活 援助	第3期計画	167	208	260	-	-	-
	第3期実績	175	191	203	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	205	215	225
施設入所 支援	第3期計画	311	322	334	-	-	-
	第3期実績	291	296	290	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	288	286	284

4 相談支援

第3期計画期間中に、すべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成することとし、そのための体制整備を進めています。

第4期計画期間は、サービス等利用計画に基づき、相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援します。

単位：人分/月

サービス 体系		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談 支援	第3期計画	160	450	485	-	-	-
	第3期実績	-	507	1,052	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	1,150	1,200	1,250
地域移行 支援	第3期計画	14	20	25	-	-	-
	第3期実績	2	0	0	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	5	5	5
地域定着 支援	第3期計画	14	20	25	-	-	-
	第3期実績	1	4	4	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	5	5	5

5 障害児通所支援

平成24年4月の児童福祉法の改正により、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」事業が開始され、ともに利用者は増えていることから、第4期計画期間も増加すると見込みます。

単位：人日/月

サービス体系		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
児童発達支援	第3期計画	710	770	828	-	-	-
	第3期実績	649	690	720	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	800	825	850
	(実利用者)	(133)	(153)	(155)	(160)	(165)	(170)
医療型児童発達支援	第3期計画	110	110	110	-	-	-
	第3期実績	0	0	0	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	0	0	0
	(実利用者)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
放課後等デイサービス	第3期計画	546	595	645	-	-	-
	第3期実績	426	480	490	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	525	535	545
	(実利用者)	(136)	(110)	(120)	(125)	(130)	(135)
保育所等訪問支援	第3期計画	46	50	56	-	-	-
	第3期実績	4	6	1	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	5	8	10
	(実利用者)	(2)	(6)	(1)	(5)	(8)	(10)

6 障害児相談支援

第3期計画期間中に、障害福祉サービスを利用する障がい児にサービス等利用計画を作成することとし、そのための体制整備を進めています。

第4期計画期間は、相談支援事業所との連携による適切なサービス利用を支援します。

単位：人分/月

サービス体系		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
障害児相談支援	第3期計画	80	100	125	-	-	-
	第3期実績	63	241	291	-	-	-
	第4期計画	-	-	-	300	310	320

V. 地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障がい者等の地域での生活を支える事業を、市町村が地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する事業です。

「相談支援事業」や「意思疎通支援事業」などの必須事業のほか、市町村ごとに、障がい者等の日常生活又は社会生活を支援するための事業を任意事業として実施します。

1 実施する事業の内容

本市では、第4期計画期間中に、次の事業を実施します。

<必須事業>

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

障がい者等の保護者や障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、指導などを行うとともに、障がい者等と障害福祉サービス事業者との連絡調整などを行います。

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。

② 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため意思疎通を図ることが困難な障がい者等に対し、手話通訳及び要約筆記の派遣事業等により、意思疎通の円滑化を図ります。また、代筆・代読・音声訳による支援の仕組みづくりを検討します。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、日常生活用具給付・貸与、住宅改修費給付、点字図書給付の方法により、日常生活上の便宜を図り、在宅福祉を増進します。

(7) 移動支援事業

障がい者等に対し、移動介護、視覚障害者ガイドヘルパー派遣、リフト付き乗用車による送迎、リフト付きマイクロバスの運行により、社会参加の促進を図ります。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に対し、地域活動支援センターにおいて、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与し、地域生活の促進を図ります。

<任意事業>

(1) 福祉ホーム運営事業

福祉ホームにおいて、障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

(2) 訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者・児に対し、移動入浴車による訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

(3) 生活訓練事業

口頭摘出者に対し、食道発声法、電気発声法などにより発声訓練を行い、生活の質の向上、社会復帰の促進を図ります。

(4) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

(5) 社会参加促進事業

障がい者等の社会参加を支援するための事業を実施します。

- 奉仕員養成事業
手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員・録音図書奉仕員
- 点字・声の広報等発行事業
- 自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業
- 障害者タクシー利用助成事業

(6) 障害児支援体制整備事業

障がい児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置し、地域における支援体制の整備に努めます。

(7) 権利擁護支援事業

障がい者等の権利擁護を支援するための事業の実施を検討します。

- 成年後見制度普及啓発
成年後見制度の利用を促進するための普及啓発
- 障害者虐待防止対策支援
障害者虐待防止、権利擁護に関する研修の実施

2 各年度におけるサービス量の見込み

< 必須事業 >

サービス体系	単 位		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	第4期計画	-	-	-	1	1	1
自発的活動支援事業	実施の有無	第4期計画	-	-	-	1	1	1
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施見込箇字数	第3期計画	4	5	6	-	-	-
		第3期実績	4	6	6	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	第3期計画	1	1	1	-	-	-
		第3期実績	1	1	1	-	-	-
		第4期計画				1	1	1
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	第3期計画	1	1	1	-	-	-
		第3期実績	1	1	1	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	第3期計画	1	1	1	-	-	-
		第3期実績	1	1	1	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	第3期計画	1	1	1	-	-	-
		第3期実績	1	1	1	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	1	1	1
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数(人)	第3期計画	750	750	750	-	-	-
		第3期実績	503	528	540	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	550	560	570
手話通訳者設置事業	実登録見込者数(人)	第3期計画	24	27	27	-	-	-
		第3期実績	26	21	18	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	19	21	23
日常生活支援用具給付事業								
介護・訓練等支援用具	給付件数	第3期計画	6	6	6	-	-	-
		第3期実績	8	4	6	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	6	6	6
自立生活支援用具	給付件数	第3期計画	50	50	50	-	-	-
		第3期実績	39	24	30	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	30	30	30
在宅療養等支援用具	給付件数	第3期計画	30	30	30	-	-	-
		第3期実績	16	18	18	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	給付件数	第3期計画	60	65	70	-	-	-
		第3期実績	30	53	40	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	40	40	40
排池管理支援用具	給付件数	第3期計画	5,250	5,700	6,250	-	-	-
		第3期実績	4,670	4,798	4,800	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	4,850	4,900	4,950

サービス体系		単 位		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	給付件数	第3期計画		3	3	3	-	-	-
		第3期実績		1	4	2	-	-	-
		第4期計画		-	-	-	2	2	2
移動支援事業	実利用見込者数	第3期計画		71	75	80	-	-	-
	延利用見込時間数			5,544	5,856	6,246	-	-	-
	実利用見込者数	第3期実績		94	100	106	-	-	-
	延利用見込時間数			5,915	5,933	6,000	-	-	-
	実利用見込者数	第4期計画		-	-	-	110	115	120
	延利用見込時間数			-	-	-	6,050	6,100	6,150
地域活動支援センター	実施箇所数	第3期計画		3	3	3	-	-	-
	実利用見込者数			313	313	313	-	-	-
	実施箇所数	第3期実績		3	3	3	-	-	-
	実利用見込者数			310	315	320	-	-	-
	実施箇所数	第4期計画		-	-	-	3	3	3
	実利用見込者数			-	-	-	320	320	320

<任意事業>

サービス体系	単 位		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
福祉ホーム運営事業	実設置見込数	第3期計画	2	2	2	-	-	-
		第3期実績	2	2	2	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	第3期計画	6	7	8	-	-	-
		第3期実績	3	2	2	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	5	5	5
生活訓練事業	実施の有無	第3期計画	1	1	1	-	-	-
		第3期実績	1	1	1	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	1	1	1
日中一時支援事業	利用人数	第3期計画	67	75	82	-	-	-
		第3期実績	89	78	70	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	70	70	70
社会参加促進事業								
点字・声の広報発行事業	「広報おたる」発行回数	第3期計画	12	12	12	-	-	-
		「小樽市議会だより」発行回数	4	4	4	-	-	-
	「広報おたる」発行回数	第3期実績	12	12	12	-	-	-
		「小樽市議会だより」発行回数	4	4	4	-	-	-
	「広報おたる」発行回数	第4期計画	-	-	-	12	12	12
		「小樽市議会だより」発行回数	-	-	-	4	4	4
奉仕員養成事業								
手話奉仕員養成事業	受講人数	第3期計画	75	75	75	-	-	-
		第3期実績	29	30	48	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	75	75	75
要約筆記奉仕員養成事業	受講人数	第3期計画	12	12	12	-	-	-
		第3期実績	6	9	6	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	12	12	12
点訳奉仕員養成事業	受講人数	第3期計画	20	-	20	-	-	-
		第3期実績	10	-	4	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	-	20	-
録音図書奉仕員養成事業	受講人数	第3期計画	-	20	-	-	-	-
		第3期実績	-	9	-	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	20	-	20
自動車運転免許取得費助成事業	助成件数	第3期計画	5	5	5	-	-	-
		第3期実績	0	1	1	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	5	5	5
自動車改造費助成事業	助成件数	第3期計画	5	5	5	-	-	-
		第3期実績	4	3	4	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	5	5	5
障害者タクシー利用助成事業	申請件数	第3期計画	1,200	1,200	1,200	-	-	-
		第3期実績	986	963	972	-	-	-
		第4期計画	-	-	-	1,000	1,000	1,000

VI. サービス見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス、計画相談支援等の見込量の確保

(1) 訪問系サービスの推進

障がい者等が在宅で生活するために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）について、障害種別に関係なくサービスを受けられるよう、サービス提供事業者や相談支援事業所との連携による支援体制の整備を推進します。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がい者等の日中活動の場や社会参加活動の場、さらには地域生活や就労に向けた訓練の場として、障がい者が希望するサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護等)を提供できるよう、サービス提供事業者との連携による日中活動系サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活への移行の推進

障がい者の施設入所等から地域生活への移行を推進するため、社会福祉法人やNPO法人等による地域における居住の場として共同生活援助(グループホーム)の整備に努めます。

また、居宅で単身又は家族の支援が困難な障がい者等を対象に、相談支援事業者との連携による連絡体制の確保や緊急時等の相談、その他の便宜を供与し、地域での生活を支援します。

(4) 相談支援体制の整備

障がい者等からの相談や情報提供、助言、権利擁護や虐待防止の取組を行うほか、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援などを行う、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の在り方を検討し、その整備に努めます。

また、障害の状況、家族や住居の状況、サービス利用の意向など個々の状況に応じて、必要なサービス利用や社会資源などの情報提供を行うとともに、必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、サービス等利用計画の作成により、障がい者等の地域生活を支援します。

(5) サービス等利用計画作成による支援

平成24年4月に施行された障害者自立支援法等関係法令の改正により、サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大が図られ、平成27年度からは、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者等に対し、サービス等利用計画の作成をすることとなりました。

本市は、委託相談支援事業所のほか、介護保険事業所で相談支援専門員を有する事業所を特定相談支援事業所として指定し、サービス等利用計画作成の体制を強化し、障がい者等の地域生活を支援する体制の推進に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量の確保

(1) 地域生活支援事業の推進

地域生活で自立した日常生活や社会活動を送るためのサービスが円滑に利用できるよう、国の実施要綱等に基づき、地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業等）の推進に努めます。

(2) 障がい児・者支援協議会の充実

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす、「小樽市障がい児・者支援協議会」の活性化により、関係機関のネットワークの構築などの連携強化を推進します。

また、課題ごとに専門部会（子ども支援部会、就労支援部会、権利擁護部会等）を設置し、地域の課題について協議を行う体制づくりを推進します。

VII. その他

1 権利擁護の推進

(1) 虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、虐待防止に係る取組には、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要です。

小樽市では、福祉部内に「小樽市障害者虐待防止センター」を設置し、北海道などと連携し、住民等からの虐待に関する通報等に速やかに対応しております。

また、関係機関からなる「小樽市障害者虐待防止等連携協議会」を中心とした関係者のネットワークづくりを行い、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速な対応等に取り組むとともに、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、虐待の防止に努めます。

(2) 差別解消法への取組

平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」の施行に伴い、国や地方公共団体は、障害者に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

小樽市では、国から示される基本方針を踏まえ、法の施行に向けた体制の整備を検討します。

2 障がい児支援の推進

小樽市では、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の活用を図りながら、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制づくりに努めます。

(1) 子どもの発達支援と相談支援体制の整備

障がい児の早期発見・早期支援を進めるためには、保健所や医療機関と連携し、適切な療育の提供に結びつけることが必要です。

また、地域において障害のある子どもとその家族を支えていくためには、小樽市さくら学園（児童発達支援センター）や小樽市子ども発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の連携の下で、支援策の活用が図られることが重要です。

そのためには、障害児相談支援事業所もかかわりながら、重層的な障がい児支援の体制の整備に努めます。

また、療育カルテ（とむとむファイル）の普及により、乳幼児期から就労までの一貫した支援体制の構築に努めます。

（２）教育との連携

障がい児支援を適切に行うため、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されるよう、通学先の学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等による連携を図るとともに、教育委員会との連携体制の確保に努めます。

Ⅷ. 計画の推進等

1 連携・協力の確保

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を確保するためには、地域全体で障がい者等を支える力を高め、福祉、保健・医療、教育、雇用など広範な分野の連携が必要になります。

「小樽市障がい児・者支援協議会」を中心とした関係者のネットワークづくり、地域住民への啓発活動、関係機関・法人・団体などの協力体制の整備を進め、事業の推進に努めます。

2 計画の点検・評価

毎年度、障害福祉サービス及び地域生活支援事業について、その進捗状況を点検・評価するとともに、「小樽市障がい児・者支援協議会」の意見などを踏まえ、次期障害福祉計画の策定に反映させます。

また、障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「小樽市障がい児・者支援協議会」において分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

3 情報提供

障害福祉サービス及び地域生活支援事業などに関する情報について広報やパンフレット、ホームページに掲載するなど、障がい者等や地域住民への情報提供に努めます。

4 実態の把握

障害福祉サービス等の支援につがっていない人について、民生児童委員や地域包括支援センター、相談支援事業所、地域住民との連携による、地域で見守るシステムについて検討をしていきます。

第4期小樽市障害福祉計画

平成27年3月発行

小樽市福祉部 障害福祉課

小樽市花園2丁目12番1号

TEL 0134-32-4111 (市役所代表)

FAX 0134-22-6915 (障害福祉課直通)